

浜田市建築物耐震改修促進計画

平成 29 年 3 月

浜 田 市

目次

第1章 耐震改修促進計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景	1
1.1 計画策定の背景	1
1.2 計画の目的	1
2. 促進計画の位置づけ及び内容等	5
2.1 促進計画の位置づけ	5
2.2 耐震化の目標を設定する建築物について	5
2.3 促進計画の期間	8
2.4 用語の定義	9
2.5 その他	9
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標	10
1. 地震の災害履歴	10
1.1 全国において近年発生した大規模地震	10
2. 島根県の地震災害記録	12
3. 地震の災害履歴	13
3.1 想定される地震の規模及び被害の状況	13
4. 建築物の耐震化の現状	18
4.1 住宅について	18
5. 特定建築物について	19
6. 住宅・特定建築物の耐震化の目標設定	31
6.1 目標設定における基本的な考え方	31
7. 住宅の耐震化の目標	31
8. 特定建築物の耐震化の目標	33
第3章 建築物の耐震化目標を達成するための施策	35
1. 取り組み方針	35
2. 耐震化促進における役割分担	35
3. 施策の実施方針	37
3.1 建築物耐震化における重点地区設定の検討	38
3.2 耐震診断・改修促進を図るための施策検討	40
3.3 地震に対する安全性の向上に向けた啓発及び知識の普及に関する施策	47
3.4 所管行政庁との連携に関する事項	52
3.5 その他耐震診断及び耐震改修促進に関する必要な施策	52
4. 県計画における耐震改修促進法による法的措置との連携	53
4.1 耐震改修促進法による法的措置	53

編 本 画 計

第 1 章 耐震改修促進計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

1.1 計画策定の背景

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災において、現行の建築基準法の構造基準を満たしていない昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生し、多数の死傷者が生じた。このような状況から昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物を、現行基準と同等の耐震性能とすることを目的として、平成 7 年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が施行された。

その後、近年発生した福岡県西方沖地震や、新潟県中越地震など大規模地震の発生のほか、東海地震、東南海・南海地震など大きな被害が想定される地震の発生が危惧されている。この状況を踏まえ、中央防災会議「地震防災戦略」や地震防災推進会議が開かれ、東海・東南海・南海地震の想定される被害の半減化や、住宅や特定建築物の耐震化率の目標を 9 割にすること等が議論され、平成 18 年 1 月に耐震改修促進法の改正法が施行された。

このことを受けて島根県は平成 19 年 2 月に島根県建築物耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）を策定した。浜田市においても、平成 20 年度に市の実情に応じた耐震化促進へ向けた計画の策定が望まれることから、県計画では補いきれない内容を盛り込んだ「浜田市建築物耐震改修促進計画」を策定した。

その後、平成 23 年 3 月に「東北地方太平洋沖地震」（東日本大震災）が発生し、マグニチュードは Mw9.0 と日本の観測史上最大規模の地震となり、この地震とそれによって引き起こされた津波、およびその後の余震は、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらし、日本における戦後最悪の自然災害となるとともに、福島第一原子力発電所事故も引き起こし、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある。

しかしながら、住宅や特定建築物の耐震化率の 9 割の目標に対して、現状の耐震化が遅れぎみであるため、建築物の耐震化を着実に進め、人的・経済的被害を可能な限り軽減する必要性が高まっている。

そのため、平成 25 年の同法の改正では、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の耐震診断が義務化されるなどの規制強化が行われた。

このような背景を踏まえ、法改正に対応するとともに、県計画改定や関連計画等との整合性を図るため、平成 29 年度からの新しい「浜田市建築物耐震改修促進計画」を策定しました。

1.2 計画の目的

「浜田市建築物耐震改修促進計画」は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物の耐震診断や現行基準を満たしていない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、本市における建築物の耐震化を促進することを目的とする。

改正耐震改修促進法の改正概要

1. 法改正による用語の修正

- ・「特定建築物」から「特定既存耐震不適格建築物」へと修正
- ・要緊急安全確認大規模建築物に関する記載の追加
- ・その他条項ずれ等の所要の修正

2. 耐震診断の義務付け・結果の公表（図 1.1 参照）

1) 対象

①要緊急安全確認大規模建築物

- ・不特定多数の者が利用する大規模建築物(病院・店舗・旅館・体育館等)
- ・避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物（老人ホーム・小中学校等）
- ・一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等(危険物貯蔵物等)

②要安全確認計画記載建築物

- ・緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- ・防災拠点建築物

2) 耐震診断結果の報告期限

①要緊急安全確認大規模建築物：平成27年12月31日

②要安全確認計画記載建築物：地方公共団体が定める日まで

3. 耐震改修計画の認定基準の緩和（図 1.2 参照）

- ・認定制度についての対象工事の拡大
- ・容積率・建ぺい率の特例措置の創設

4. 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の決議要件を緩和（図 1.2 参照）

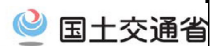
- ・区分所有法における決議要件 3/4 以上から 1/2 超に改正

5. 耐震性に係る表示制度の創設（図 1.2 参照）

- ・耐震性の確保認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設

建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

平成7年12月25日施行
平成18年1月26日改正施行
平成25年11月25日改正施行



国による基本方針の作成

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標（75%（H15）→少なくとも9割（H27））
- 相談体制の整備等の啓発、知識の普及方針

- 耐震化の促進を図るための施策の方針
- 耐震診断、耐震改修の方法（指針）

都道府県・市町村による耐震改修促進計画の作成

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震改修等の目標
- 公共建築物の耐震化の目標

- 目標達成のための具体的な施策

- 緊急輸送道路等の指定（都道府県、市町村）、防災拠点建築物の指定（都道府県）

(1)建築物の耐震化の促進のための規制措置

指導・助言対象（全ての既存耐震不適格建築物）

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯槽場、処理場
- 住宅や小規模建築物等

指示・公表対象

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- 都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

耐震診断の義務付け・結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置付け）

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

(2)建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定

- ・地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のままでも可とする特例
- ・耐火建築物、建ぺい率、容積率の特例

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・大規模な耐震改修を行うおとする場合の決議要件を緩和。（区分所有法の特例：3/4→1/2）

耐震性に係る表示制度（任意）

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示。

耐震改修支援センター

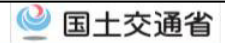
- 耐震診断、耐震改修を円滑に進めるための情報提供等の総合的な支援を実施

補助等の実施

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・耐震対策緊急促進事業
- ・耐震改修促進税制 等

：今回の主な改正点

耐震改修促進法の改正の概要(施行:平成25年11月25日)



(1) 耐震診断の義務付け・結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等について、耐震診断の実施とその結果の報告を義務付け、所管行政庁において当該結果の公表を行う。

① 要緊急安全確認大規模建築物

イ 不特定多数の者が利用する大規模建築物

- ※ 所管行政庁が1棟ごとに判断
- | | |
|------------|---------------------------------------|
| ＜対象建築物＞ | |
| ・病院、店舗、旅館等 | : 階数3以上かつ床面積の合計5,000m ² 以上 |
| ・体育館 | : 階数1以上かつ床面積の合計5,000m ² 以上 |

ロ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

- ＜対象建築物＞
- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| ・老人ホーム等 | : 階数2以上かつ床面積の合計5,000m ² 以上 |
| ・小学校、中学校等 | : 階数2以上かつ床面積の合計3,000m ² 以上 |
| ・幼稚園、保育所 | : 階数2以上かつ床面積の合計1,500m ² 以上 |

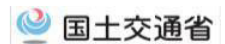
ハ 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- ＜対象建築物＞
- | | |
|----------|--|
| ・危険物貯蔵場等 | : 階数1以上かつ床面積の合計5,000m ² 以上
(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る) |
|----------|--|

耐震診断結果の報告期限

平成27年12月31日まで

耐震改修促進法の改正の概要(施行:平成25年11月25日)

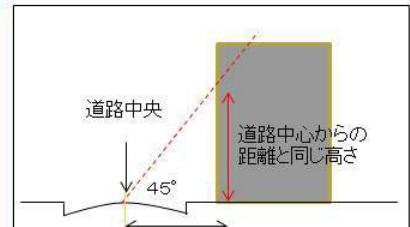


② 要安全確認計画記載建築物

イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

都道府県又は市町村が避難路を指定

- ＜対象建築物＞
- ・倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物(高さ6m以上)(右図参照)
 - ・ただし、地方公共団体が状況に応じて規則で別の定めをすることが可能。



ロ 防災拠点建築物

都道府県が指定

- ＜対象建築物＞
- 庁舎、病院、避難所となる体育館など

避難所として利用する旅館・ホテルについても位置づけが可能

耐震診断結果の報告期限

地方公共団体が定める日まで

図 1.1 耐震診断の義務付け・結果の公表

(2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例

- 新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大及び容積率・建ぺい率の特例措置の創設。

【認定対象となる増築工事の例】



区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- 耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物(マンション等)について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和。(区分所有法の特例:3/4→1/2)

耐震性に係る表示制度の創設

- 耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設。



表示の様式

図 1.2 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

2. 促進計画の位置づけ及び内容等

2.1 促進計画の位置づけ

本計画は、国が策定した基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）、及び県計画に基づき、市内の既存建築物の耐震診断・耐震改修に関する施策の方向性を示すものであり、「浜田市地域防災計画震災編（平成28年度）」（以下「浜田市地域防災計画」という。）の関連計画となるものである。

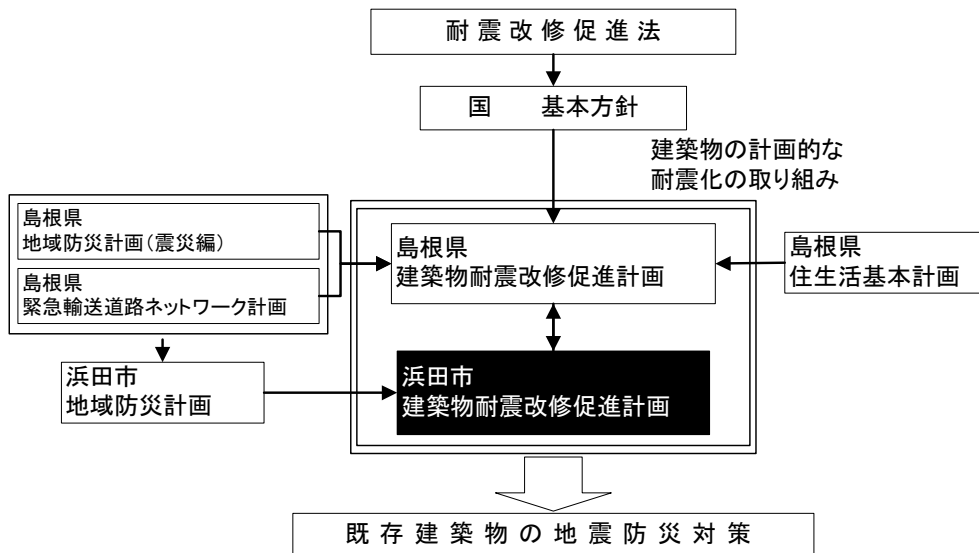


図 1.3 計画位置づけのイメージ

2.2 耐震化の目標を設定する建築物について

耐震化の目標を設定する建築物は、昭和56年5月以前に建築された新耐震基準に適合しない建築物で、住宅及び特定既存耐震不適格建築物とする。住宅は居住世帯のある建築物を対象とし、一戸建、長屋、共同住宅を示す。特定既存耐震不適格建築物は下記に示す3つに分類され、耐震改修促進法第14条第1項各号に掲げる規模、用途を満たす建築物とする。

- (1) 多数のものが利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）・・・表 1.1
- (2) 危険物の貯蔵所又は、処理場の用途に供する建築物
（耐震改修法第14条第2号）・・・表 1.1、表 2.1
- (3) 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物
（耐震改修法第14条第3号）・・・表 1.1、図 1.6

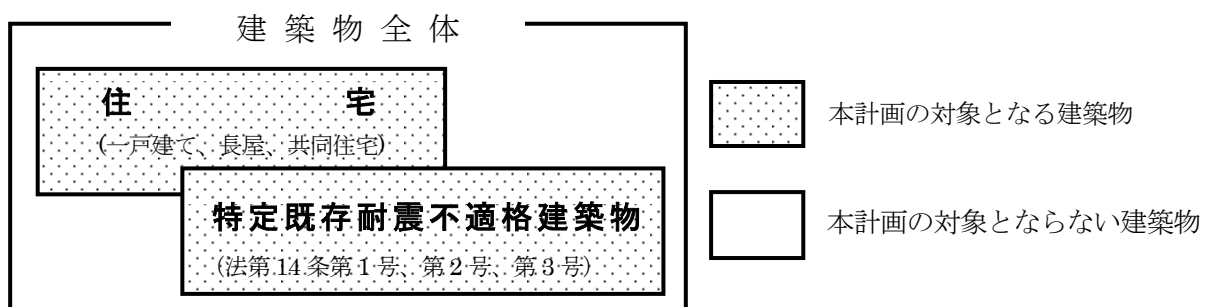


図 1.4 対象建築物のイメージ

表 1.1 特定既存耐震不適格建築物一覧表

耐震改修促進法における規制対象一覧									
用 途		特定既存耐震不適格建築物(法14条)		※義務付け対象は旧耐震建築物					
				要緊急安全確認大規模建築物 (法附属3条) 要安全確認計画記載建築物(法7条)					
		指導・助言対象(法15条1項)	指示対象(法15条2項)	耐震診断義務付け対象 (法7条、法附則3条) 指導・助言・指示対象(法12条)					
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	多数の者が利用する建築物(法14条1号)	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	要緊急安全確認大規模建築物(法附則3条)			
	上記以外の学校		階数3以上かつ1,000㎡以上						
体育館(一般公共の用に供されるもの)			階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上				
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上				
病院、診療所									
劇場、観覧場、映画館、演芸場									
集会場、公会堂									
展示場			階数3以上かつ1,000㎡以上						
卸売市場									
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗							階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
ホテル、旅館									
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿									
事務所									
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの			階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上				
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの									
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園							階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館									
遊技場			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上					
公衆浴場									
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの									
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗									
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)			階数3以上かつ1,000㎡以上						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの									
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000㎡以上				階数3以上かつ5,000㎡以上			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物									
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			(法14条2号)	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上		階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)		
避難路沿道建築物			(法14条3号)	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ		耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)		
防災拠点である建築物					耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物	要安全確認計画(法7条)			

※義務付け対象は旧耐震建築物

要緊急安全確認大規模建築物(法附則3条)

要安全確認計画記載建築物(法7条)

表 1.2 法第14条第2号 政令で定める危険物の種類と数量

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空砲	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2t
ワ 煙火	2t
カ その他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び道標備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30t 可燃性液体類20m ³
④ マッチ	300マッチトン (※)
⑤ 可燃性のガス(⑦及び⑧を除く。)	2万m ³
⑥ 圧縮ガス	20万m ³
⑦ 液化ガス	2,000t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物20t 劇物200t

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg

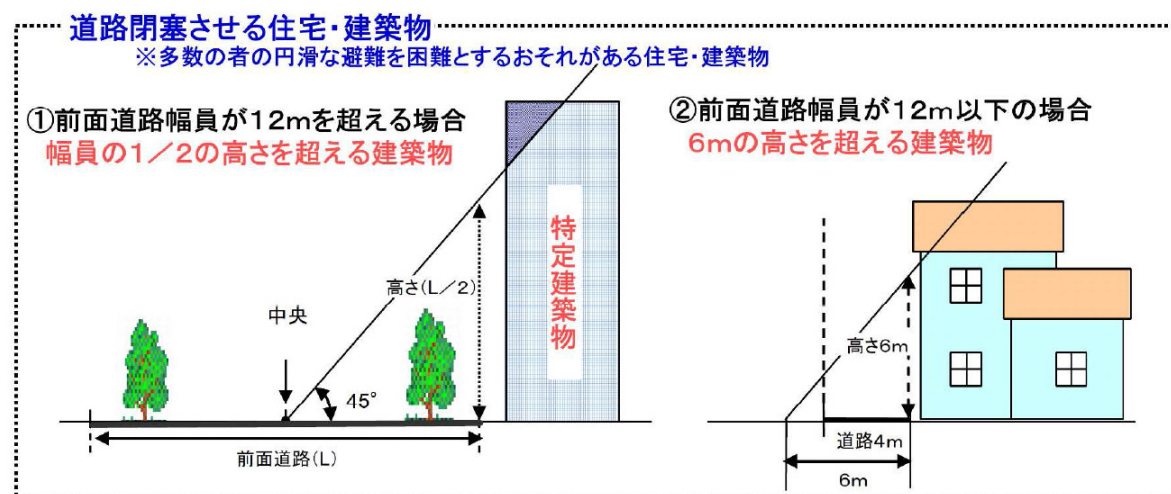


図 1.5 法第14条第3号

通行を確保すべき道路沿いの建築物の対象となる道路を閉塞させる住宅・建築物

本計画において、住宅と特定既存耐震不適格建築物について、所有者ごとに分類したものを下図に示す。

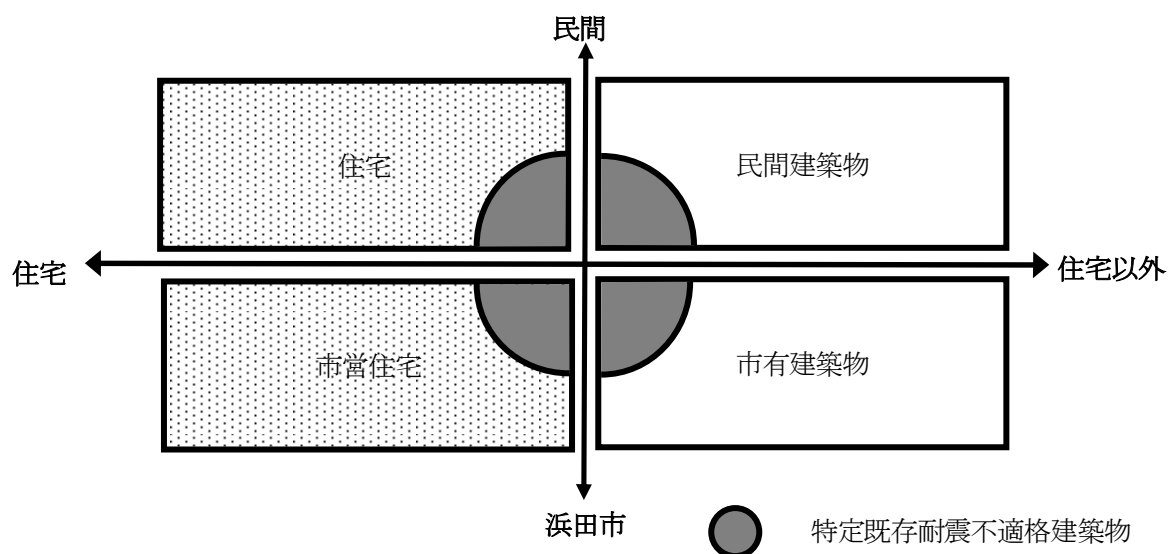


図 1.6 所有者から見た対象建築物分類

上図において、特定既存耐震不適格建築物は民間建築物、市有建築物の他、法第14条第3号の条件で住宅も一部、特定既存耐震不適格建築物に入っている。

2.3 促進計画の期間

平成20年度に策定した促進計画の計画期間は、平成21年度から平成27年度までの7年であった。

平成27年度末の住宅の耐震化率及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の目標は90%であるが、平成28年度末の時点で住宅の耐震化率は80%、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化率は89%であり、目標に達していないことから、引き続き耐震化を促進する必要があるため、平成28年度に施策の見直しを行い、次期計画を策定するまでの間、現計画を平成28年度まで延長することとした。

今回改正する促進計画の計画期間は、平成29年度から平成37年度までとする。

なお、本計画は概ね3年ごとに耐震化の進捗状況及び施策の取り組み状況について点検を行い、必要があれば見直しを行う。

2.4 用語の定義

本計画において使用する主な用語は以下のとおりである。

(1) 耐震診断

地震に対する安全性を評価することをいう。

(2) 耐震改修

地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は、敷地を整備することをいう。

(3) 新耐震基準

昭和56年6月1日に改正された建築基準法に規定されている耐震基準をいう。

(4) 特定既存耐震不適格建築物（特定建築物）

耐震改修促進法で定められた昭和56年5月以前に建築され、新耐震基準に適合しない建築物で、多数の者が利用するなど一定の用途と一定の規模に該当するものをいい、平成25年の改正前の耐震改修促進法第6条各号、改正後の同法第14条各号に該当する建築物をいう。

（表1.1、表1.2参照）

(5) 所管行政庁

建築主事を置く市（建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市を除く）の区域においては当該市長をいい、その他の市町村の区域においては県知事をいう。浜田市が所管する建築物（同法第6条第1項4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く））は浜田市長であるが、その他の建築物については島根県知事である。

(6) 耐震化率

「全ての建築物」に対する「耐震性ありの建築物」の割合をいう。「全ての建築物」とは、図1.4における住宅と特定既存耐震不適格建築物である。

耐震化率＝耐震性ありの建築物／全ての建築物

耐震性あり：・昭和56年6月以降に建築された建築物

- ・昭和56年5月以前建築物で耐震性が確認されたもの
- ・耐震改修済みの建築物

2.5 その他

本計画を実施するにあたり、必要事項は別途定める。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標

1. 地震の災害履歴

1.1 全国において近年発生した大規模地震

下表は近年において全国で発生した地震被害をまとめたものである。

近い将来、地震発生のおそれが懸念されている東海地震及び東南海・南海地震の被害想定地域以外においても、全国各地で地震被害がいつ、どこで発生してもおかしくない状況であるとの認識が広がっている。

表 2.1 全国における近年の地震災害

発生年月日	名称	地震の規模 (マグニチュード)	被害の大きさ
1995年1月17日 (平成7年)	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.3	死者6,434人 負傷者43,792人 住宅被害639,686棟など
2000年10月6日 (平成12年)	鳥取県西部地震	7.3	死者0人 負傷者182人 住宅被害3,536棟など
2001年3月24日 (平成13年)	芸予地震	6.7	死者2人 負傷者288人 住宅被害844棟など
2003年7月26日 (平成15年)	宮城県北部地震	6.4	死者0人 負傷者677人 住宅被害5,085棟など
2003年9月26日 (平成15年)	十勝沖地震	8.0	死者1人 負傷者849人 住宅被害484棟など
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県西方沖地震	7.0	死者1人 負傷者1,204人 住宅被害497棟など
2007年3月25日 (平成19年)	能登半島地震	6.9	死者1人 負傷者356人 住宅被害1,740棟など
2007年7月16日 (平成19年)	新潟県中越沖地震	6.8	死者15人 負傷者2,346人 住宅被害44,674棟など
2008年6月14日 (平成20年)	岩手・宮城内陸 地震	7.2	死者17人 負傷者426人 住宅被害176棟など
2011年3月11日 (平成23年)	東北地方太平洋沖 地震	9.0 ^{※1}	死者19,418人 負傷者6,220人 住宅被害1,144,495棟など
2011年4月7日 (平成23年)	宮城県沖 地震	7.2	死者4人 負傷者296人 住宅被害 ^{※2}
2014年11月22日 (平成26年)	長野県北部 地震	6.7	死者0人 負傷者46人 住宅被害1,840棟など
2016年4月14日 (平成28年)	熊本地震	7.3	死者178人 負傷者2,699人 住宅被害187,749棟など
2016年10月21日 (平成28年)	鳥取県中部 地震	6.6	死者0人 負傷者30人 住宅被害14,238棟など

※住宅被害の数値については、全壊、半壊、一部破損を合算したものである。

※1 地震の規模（マグニチュード）、ただし、平成23年東北地方太平洋沖地震はモーメントマグニチュード。

※2 住宅被害は東北地方太平洋沖地震に含まれている。

気象庁HP被害地震資料より抜粋

兵庫県南部地震は、総務省消防庁により抜粋

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/higai/higai1996-new.html>

http://www.fdma.go.jp/html/life/pdf/180519_kakutei.pdf

(1) 阪神・淡路大震災の被害状況

近年の地震の中でも特に阪神・淡路大震災被害状況は甚大なものであった。当時の建築物についてみると、木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造など、構造種別を問わず、建築後20年～30年以上経過した建築物に被害が多く、特に現行の耐震基準（昭和56年6月1日制定）を満たしていない建築物に被害が集中した。一方、昭和56年以降の新耐震基準で建築された建築物については、軽微な被害にとどまる状況であった。



図 2.1 阪神・淡路大震災における被害模様

阪神・淡路大震災記念 人と未来防災センター 提供資料

○ 死因別の割合

	死 者 数
家屋、家具類等の倒壊による 圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体（火傷死体）及び その疑いのあるもの	550 (10%)
その他（落下物による脳挫傷、骨折、 車両転落による全身打撲等）	121 (2%)

平成7年度版「警察白書」より（平成7年4月24日現在）警察庁調べ

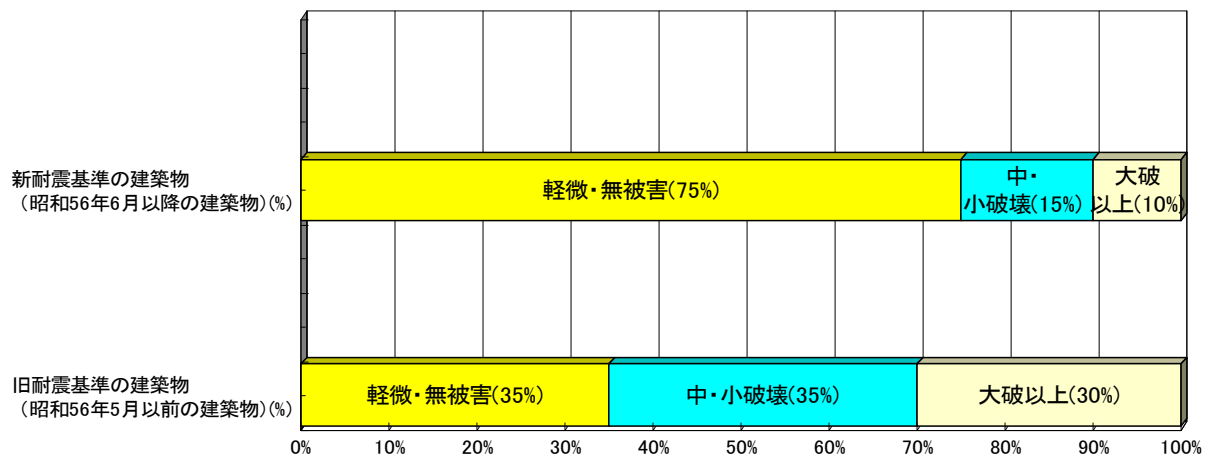


図 2.2 新耐震基準と旧耐震基準による住宅被害の状況

改正 建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説より抜粋

2. 島根県の地震災害記録

過去に浜田市をはじめ、浜田市周辺地域に被害をもたらした地震を下表にまとめた。

表 2.2 島根県における地震被害状況

発生年月日	地域 (名称)	地震の規模 (マグニチュード)	被害の大きさ
1676年7月12日 (延宝4年)	石見西部	6.6	津和野城などに被害が出る。死者7人、 負傷者35人、住宅の倒壊133棟
1707年10月28日 (宝永4年)	島根県 全域	8.4	出雲地方大地震 住宅の倒壊130棟 川本地域住民被害あり
1778年2月14日 (安永7年)	石見	6.5	那賀郡波佐村で石垣崩壊、年内100余震
1859年1月5日 (安政5年)	石見	5.9	那賀郡、美濃郡で振動が強く、岩佐村、 周布村、美濃村などで家屋倒壊56棟
1859年10月4日 (安政6年)	石見	5.9	那賀郡で震動が強く、周布村で家屋倒壊が 数戸
1872年3月14日 (明治5年)	浜田地震	7.1	死者551人、負傷者582人、 全壊4,506棟、半壊6,072棟
1941年4月16日 (昭和16年)	石見西部	6.2	須佐・田万川町方面の県境付近に小被害
1950年8月22日 (昭和25年)	三瓶 山東方	5.3	家屋倒壊・傾斜、地割れ等
1978年6月4日 (昭和53年)	三瓶 山南東	5.3～6.1	半壊4棟、一部破損150、 道路被害48等
2016年10月21日 (平成28年)	鳥取 県中部	6.6	死者0人 負傷者30人 住宅被害14,238棟など

- ・新編 日本被害地震総覧 [増補改訂版 416-1995]、地震の事典 (朝倉) 1987「日本の地震活動 -被害地震から見た地域別の特徴- <追補版>」
<http://www.hp1039.jishin.go.jp/eqchr/eqchrfrm.htm> より抜粋
- ・島根の地質 (昭和60年版) より抜粋

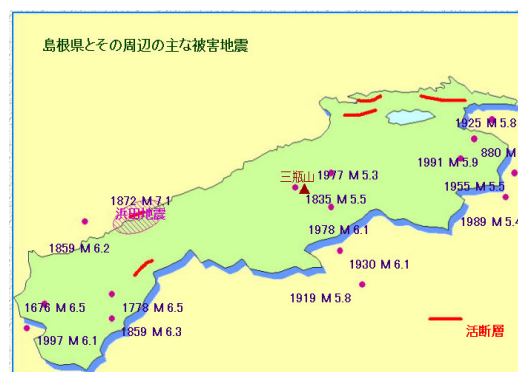
(1) 浜田地震について

本市に係わる最も大きな地震被害として、浜田地震がある。浜田地震は、1872年(明治5年)3月14日の夕方発生しマグニチュードは7.1と推定されている。

浜田地震には余震があったことが記録として残っている。その状況は、3月9日頃から鳴動し、14日11時に微震、引き続き鳴動、16時強震、本震の10分前に微振動があった。

被害は、死者551人、負傷者582人、全壊4,506棟、半壊6,072棟、消失230棟、山崩れ6,567箇所と、道路・橋・堤防にも被害があった。

また海岸部では国分海岸一体が隆起した。豊ヶ浦は浜田地震によって海岸部が90cm～120cm隆起したことが資料として残っている。



参考資料：島根の地質 昭和60年版及び
島根県地域防災計画 第3節より抜粋



石見豊ヶ浦島根県 Web ページより
<http://www.pref.shimane.lg.jp/environment>

3. 地震の災害履歴

3.1 想定される地震の規模及び被害の状況

「島根県地域防災計画（震災編）」（平成26年3月）で想定された9つの地震の概要を表2.3に示す。

下表より、浜田市においては、大田市西南方、浜田市沿岸、弥栄断層帯、浜田市沖合の4つの地震による被害が大きく、特に浜田市沿岸及び浜田市沖合の地震による被害が最も大きいことが想定されている。その他の県内で起きると想定されている地震においても、比較的大きな震度が観測されると想定されている。

地震想定した断層位置図を図2.3に示し、各地震の震度分布を図2.4に示し、被害想定結果を表2.4及び表2.5に示す。

表 2.3 島根県内の想定される地震

	想定地震名	マグニチュード(M)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	佐渡島北方沖の地震 【参考】佐渡島北方沖の地震 (M8.01)	7.85 及び 8.01	—	○	プレート境界の地震を想定	国の調査
	出雲市沖合の地震 (断層北傾斜及び南傾斜)	7.5	○	○	海域の浅い地震を想定	断層
	浜田市沖合の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震
	隠岐北西沖の地震	7.4	—	○		

※ ○：想定対象、—：想定対象外

島根県地域防災計画（震災編）第1編5章より抜粋

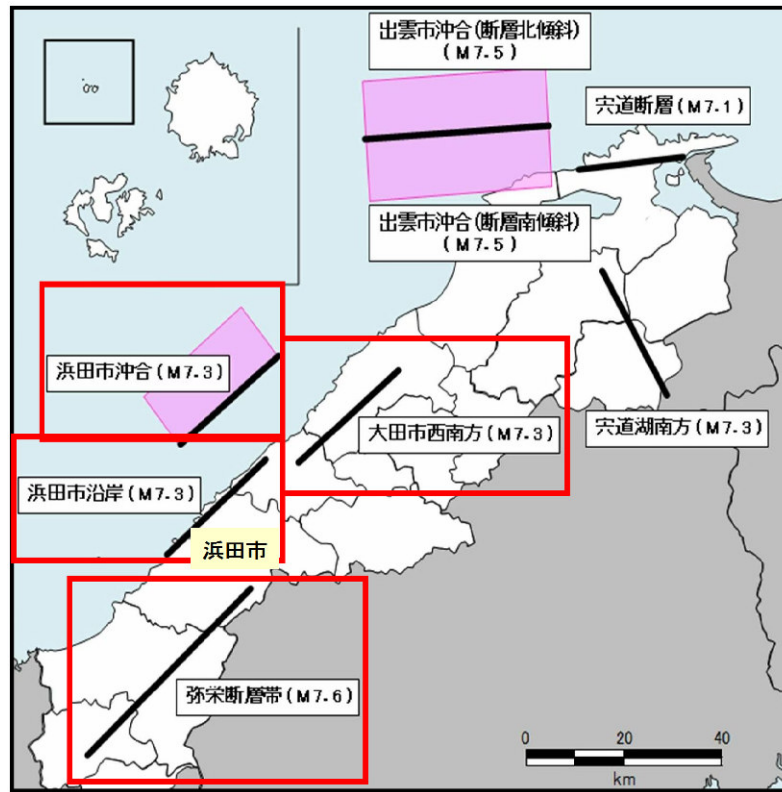


図 2.3 地震動の想定を対象とした地震の断層位置

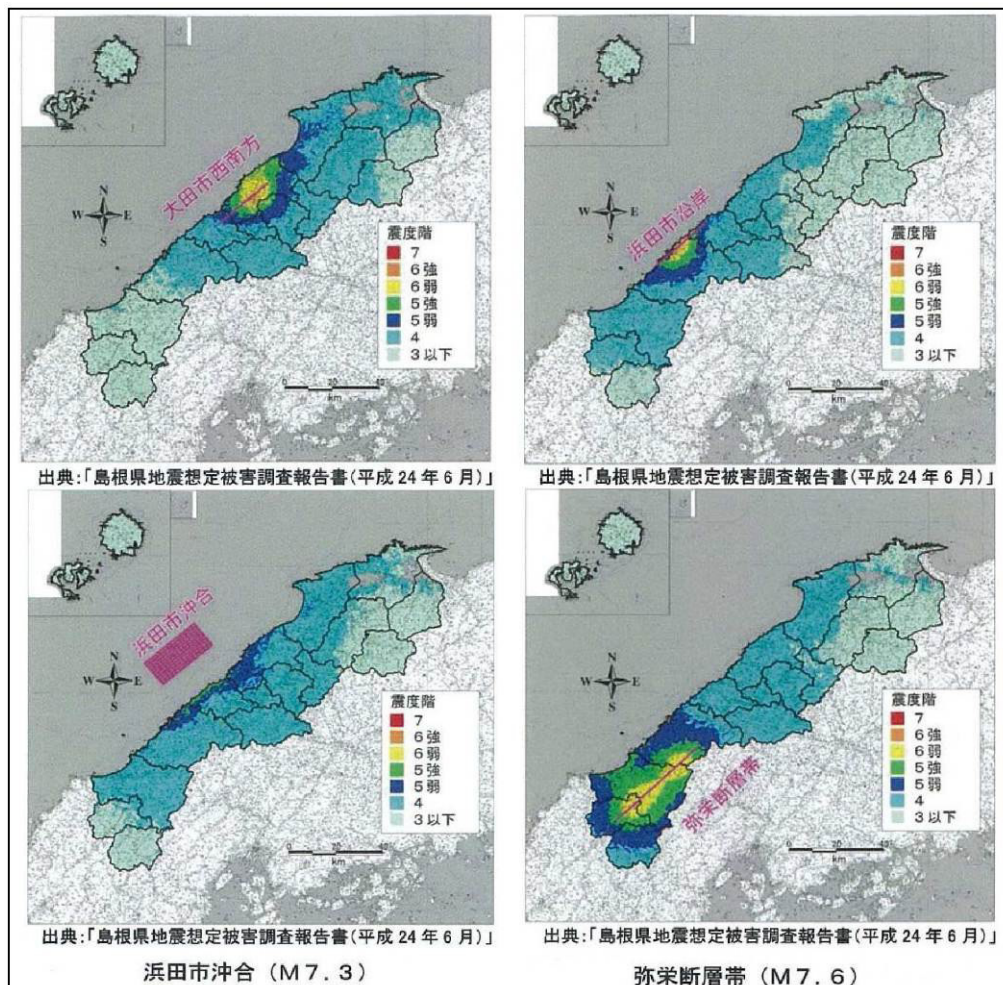


図 2.4 各地震における震度分布

※島根県地域防災計画(震災編)第1編5章より抜粋

表 2.4 被害想定結果一覧表（陸域）

種別	被害項目	被害単位	想定地震（陸域）								
			冬 5 時			秋 12 時			冬 18 時		
			大田市 西南方	浜田市 沿岸	弥栄 断層帯	大田市 西南方	浜田市 沿岸	弥栄 断層帯	大田市 西南方	浜田市 沿岸	弥栄 断層帯
斜面・ ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地(箇所)	96	148	99	96	148	99	96	148	99
		危険性が高い地すべり地(箇所)	73	22	65	73	22	65	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池(箇所)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	251	856	75	210	718	63	251	856	75
		半壊数(棟)	2,579	3,689	952	2,419	3,451	915	2,579	3,689	952
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	212	55	92	212	55	92	212	55	92
		半壊数(棟)	570	122	207	570	122	207	570	122	207
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)	128	447	196	128	447	196	128	447	196
		半壊数(棟)	299	1,044	457	299	1,044	457	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数(棟)	想定なし			想定なし			想定なし		
		半壊数(棟)									
	被害合計	全壊数(棟)	591	1,358	363	550	1,220	351	591	1,358	363
		半壊数(棟)	3,448	4,855	1,616	3,288	4,617	1,579	3,448	4,855	1,616
地震 火災	出火	出火件数(件)	0	1	0	1	4	0	3	10	1
	延焼	焼失棟数(棟)	1	1,090	0	3	1,134	1	13	1,490	3
人的 被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	3	21	1	3	14	1	3	17	1
		負傷者数(人)	125	326	53	92	232	44	103	261	46
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	9	30	13	4	13	6	5	18	8
		負傷者数(人)	165	575	253	70	255	116	97	341	154
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	0	1	0	0	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	6	10	4	4	6	2	4	6	2
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		負傷者数(人)	0	0	0	5	13	5	6	16	6
	津波による死者	死者数(人)	想定なし			想定なし			想定なし		
	火災による死傷者	死者数(人)	0	16	0	0	18	0	1	52	0
		負傷者数(人)	0	55	0	1	63	0	2	175	1
	被害合計	死者数(人)	12	68	14	7	45	7	9	88	9
		負傷者数(人)	296	966	310	172	569	167	212	799	209
ライフ ライン	上水道	断水世帯数(世帯)(1日後)	4,905	2,719	2,635	4,905	2,719	2,635	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	1,141	321	812	1,141	321	812	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	185	4,722	366	185	4,722	366	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	922	5,005	471	922	5,005	471	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	—	6,654	—	—	6,654	—	—	6,654	—
	LP ガス	供給支障件数(件)	103	111	41	103	111	41	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	1	6	2	1	6	2	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	—	—	1	—	—	1	—	—	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)	24	61	18	24	61	18	24	61	18
生活 支障 等	避難者	避難者数(人)(1～3日後)	4,817	8,018	2,656	4,817	8,018	2,656	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数(人)(1～3日後)	2,594	2,802	1,316	2,594	2,802	1,316	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)	41,182			41,182			41,182		
	食料不足	食料(食/日)	17,341	28,866	9,562	17,341	28,866	9,562	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	128	255	70	128	255	70	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	25	39	15	25	39	15	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	422	358	374	422	358	374	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	6	107	3	6	107	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設(件)	—	3	—	—	3	—	—	3	—
	孤立集落の発生	(地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
経済 被害	直接経済被害	(億円)	804	1,789	442	804	1,789	442	804	1,789	442
	間接経済被害	(億円)	1,212	1,908	1,846	1,212	1,908	1,846	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※島根県地域防災計画（震災編）第1編5章を基に資料作成

表 2.5 被害想定結果一覧表（海域）

種別	被害項目	被害単位	想定地震（海域）		
			浜田市沖合		
			冬 5 時	秋 12 時	冬 18 時
斜面・ ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地(箇所)	19	19	19
		危険性が高い地すべり地(箇所)	15	15	15
	ため池危険度	危険性が高いため池(箇所)	—	—	—
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	6	5	6
		半壊数(棟)	266	263	266
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	56	56	56
		半壊数(棟)	126	126	126
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)	50	50	50
		半壊数(棟)	117	117	117
	津波による建物被害	全壊数(棟)	5		
		半壊数(棟)			
	被害合計	全壊数(棟)	117	116	117
		半壊数(棟)	540	537	540
地震 火災	出火	出火件数(件)	—	—	0
	延焼	焼失棟数(棟)	—	—	0
人的 被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	0	0	0
		負傷者数(人)	17	16	16
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	3	2	2
		負傷者数(人)	64	29	39
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	0	0	0
		負傷者数(人)	3	1	1
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	0	0	0
		負傷者数(人)	0	4	5
	津波による死者	死者数(人)	24		
	火災による死傷者	死者数(人)	—	—	0
		負傷者数(人)	—	—	0
	被害合計	死者数(人)	27	19	21
		負傷者数(人)	84	50	61
ライフ ライン	上水道	断水世帯数(世帯)(1 日後)	654	654	654
	下水道	影響人口(人)	495	495	495
	通信	不通回線数(件)	52	52	52
	電力	停電件数(件)	97	97	97
	都市ガス	供給支障件数(件)	—	—	—
	LP ガス	供給支障件数(件)	18	18	18
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	—	—	—
	鉄道	不通区間(駅間数)	—	—	—
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)	21	21	21
生活 支障等	避難者	避難者数(人)(1～3 日後)	1,372	1,372	1,372
	疎開者	疎開者数(人)(1～3 日後)	739	739	739
	帰宅困難者	(人)	41,182		
	食料不足	食料(食/日)	4,941	4,941	4,941
	震災廃棄物	発生量(千トン)	32	32	32
	災害用トイレ	必要個数(基)	13	13	13
	エレベータ停止	停止台数(基)	417	417	417
	医療機能	入院・重傷者数(人)	31	31	31
	重要施設	危険性が高い施設(件)	—	—	—
	孤立集落の発生	(地区)	—	—	—
経済 被害	直接経済被害	(億円)	156	156	156
	間接経済被害	(億円)	1,331	1,331	1,331

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※島根県地域防災計画（震災編）第1編5章を基に資料作成

地震災害シナリオ

被害想定結果を基に、各想定地震・津波が発生した場合の被害と、県、市町村及び防災関係機関の対応を、時間経過に即して地震災害シナリオとして示す。

(1) 浜田市沿岸の地震(平日冬 18 時)

冬の平日 18 時頃、浜田市沿岸を震源とするマグニチュード 7.3 規模の地震が発生。浜田市の一部で震度 7 の揺れを観測し、浜田市、江津市を中心に甚大な被害が発生する。

平日の 18 時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、浜田地区の主要駅周辺では帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしているときであり、浜田市を中心に火災が 10 件発生し、消火活動を行うものの、24 時間後には約 1,500 棟の建物が焼失する。地震による揺れや急傾斜地崩壊などで、全壊約 1,400 棟、半壊約 4,900 棟の建物被害が発生する。浜田地区を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約 90 人、負傷者約 800 人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

浜田地区を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1 日後の避難者は約 8,000 人にのぼり、最低でも食料は約 2.9 万食/日、飲料水約 20 トン/日、毛布は寒い時期であり約 1.6 万枚(1 人 2 枚)が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1 ヶ月を経過しても約 3,600 人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたる PTSD(心的外傷後ストレス障害)へのケアが必要になる。

浜田市、江津市では甚大な被害を受け、市役所では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障を来す。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速かつ的確な指示や応援等により応急活動の実施に取り組むが、道路の通行止めなどにより救援活動に支障を来す。

(2) 浜田市沖合の地震(平日冬 5 時)

冬の平日 5 時頃、浜田市沖合を震源とするマグニチュード 7.3 規模の地震が発生。浜田地区の一部で震度 6 強の揺れを観測し、浜田・大田地区を中心に被害を受ける。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、浜田地区の海岸では地震発生 6 分後に第一波(20cm)の津波が到達し、10 分後に 2.7m の最大波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

一部の住民は地震後すぐに避難を開始するが、多くの住民は睡眠中に起きた地震であるため避難開始が遅れ、津波により 24 人の死者が発生する。また、全壊 5 棟、半壊 31 棟、床上浸水約 200 棟、床下浸水約 460 棟の建物被害が発生する。

一方、地震の揺れや液状化による建物被害は、浜田・大田地区を中心に全壊約 110 棟、半壊約 510 棟が発生する。また、建物被害等により死者 3 人、負傷者 84 人が発生する。浜田・大田地区では、避難する人が増え、1 日後の避難所への避難者は約 1,400 人、最低でも食料は約 5,000 食/日、飲料水 5 トン/日、毛布は寒い時期であり約 2,700 枚(1 人 2 枚)が必要となる。

物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1 ヶ月を経過しても約 400 人が避難所に避難する状況である。応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって避難者への住宅供給を図る。避難者や被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたる PTSD(心的外傷後ストレス障害)へのケアが必要になる。浜田・大田地区の沿岸部を中心に被害が発生するが、応急対策活動に物的・人的資源に大きな制約はない状況下で取り組むことができる。

※島根県地域防災計画(震災編)第1編5章を基に資料作成

4. 建築物の耐震化の現状

4.1 住宅について

以下に平成 28 年度末における浜田市と、平成 27 年度末における島根県と国の耐震化状況を示す。

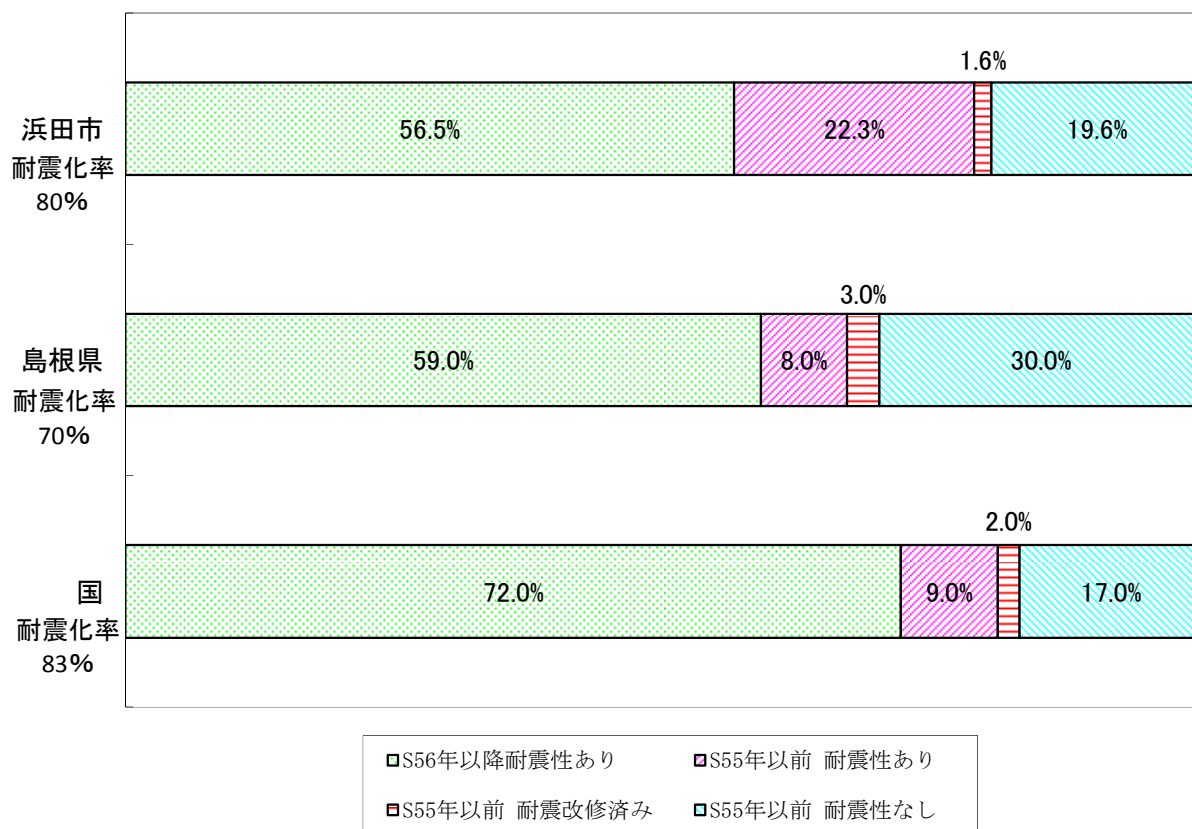


図 2.5 住宅の耐震化の現状

※浜田市は、住宅土地統計調査結果をもとに推計したものである。

※島根県と国の値は、島根県建築物耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月）より参照

上図より、浜田市において平成 28 年度末における住宅の耐震化率は推計値であるが、80%という結果になり、これは島根県全体の 70%より高い値であるが、全国平均の 83%よりも劣っているのが現状である。

5. 特定建築物について

(1) 多数のものが利用する建築物（第14条第1号）

下表に特定既存耐震不適格建築物条件に該当する市有建築物と民間建築物の耐震化率を算定したものを示す。

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は、市内に171棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は153棟で、耐震化率は約89%となっている。

昭和56年5月以前に建築されたものは40棟（約23%）で、そのうち耐震性があるとされる建築物は22棟（約55%）で、耐震化が進んでいない状況である。

● 耐震化率

全体・・・・・・・・89%

災害時の拠点となる建築物・・・・・・・・91%

不特定多数のものが利用する建築物・・・・・・・・74%

特定多数のものが利用する建築物・・・・・・・・94%

表 2.6 多数のものが利用する特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

			建築物数	昭和56年6月以降の建築物	昭和56年5月以前の建築物	耐震診断の結果、耐震性あり	耐震診断の結果、耐震性なし		耐震診断未実施の建築物数	耐震化率(%)	
							耐震改修実施済み				
多数の者が利用する建築物（特定既存耐震不適格建築物に該当する規模）			171	131	40	12	12	10	16	89%	
			市有	73	47	26	12	10	9	4	93%
			民間	98	84	14	0	2	1	12	87%
災害時の拠点となる建築物	庁舎、学校、幼稚園、体育館、警察署、病院、福祉施設など	86	58	28	11	10	9	7	91%		
		市有	60	36	24	11	10	9	3	93%	
		民間	26	22	4	0	0	0	4	85%	
不特定多数の者が利用する建築物	ホテル、旅館、百貨店、店舗、集会場、文化施設、遊技場など	23	17	6	0	0	0	6	74%		
		市有	4	3	1	0	0	0	1	75%	
		民間	19	14	5	0	0	0	5	74%	
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅、寄宿舎、事務所、工場など	62	56	6	1	2	1	3	94%		
		市有	9	8	1	1	0	0	0	100%	
		民間	53	48	5	0	2	1	3	92%	

今回の算定にあたり、市有建築物の耐震性有の建築物数は、昭和56年6月以降の建築物と昭和56年5月以前の建築物のうち、耐震診断で耐震性有と判断されたもの、及び耐震改修が行われたものを入れている。

表 2.7 民間建築物耐震化状況

(単位：棟)

用途	特定建築物数	昭和56年6月以降	昭和56年5月以前						耐震性有り	平成28年度耐震化率（％）
			耐震診断実施				耐震診断未実施			
			耐震性有り	耐震性なし	耐震改修実施					
病院、診療所	10	10	0	0	0	0	0	0	10	100%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6	4	2	0	0	0	0	2	4	67%
ホテル、旅館	9	6	3	0	0	0	0	3	6	67%
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	35	33	2	0	0	0	0	2	33	94%
事務所	13	10	3	2	0	2	1	1	11	85%
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	9	7	2	0	0	0	0	2	7	78%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	1	1	0	0	0	0	0	0	1	100%
幼稚園、保育所	6	4	2	0	0	0	0	2	4	67%
遊技場	1	1	0	0	0	0	0	0	1	100%
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	1	1	0	0	0	0	0	0	1	100%
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	1	1	0	0	0	0	0	0	1	100%
工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く。）	5	5	0	0	0	0	0	0	5	100%
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	1	1	0	0	0	0	0	0	1	100%
小計	98	84	14	2	0	2	1	12	85	87%



・・・災害時の拠点となる建築物



・・・不特定多数の者が利用する建築物



・・・特定多数の者が利用する建築物

※耐震診断の実施状況の不明な、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた建築物はすべて“耐震性なし”として算出した。

表 2.8 市有建築物耐震化状況

(単位：棟)

用途	特定建築物数	昭和56年6月以降	昭和56年5月以前						耐震性有り	平成28年度耐震化率（％）
				耐震診断実施			耐震診断未実施			
				耐震性有り	耐震性なし	耐震改修実施				
小学校、中学校など	48	29	19	19	11	8	8	0	48	100%
体育館（一般公共の用に供されるもの）	5	4	1	0	0	0	0	1	4	80%
劇場、観覧場、映画館、演芸場	1	1	0	0	0	0	0	0	1	100%
ホテル、旅館	2	1	1	0	0	0	0	1	1	50%
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	8	7	1	1	1	0	0	0	8	100%
役所、消防署など	6	2	4	2	0	2	1	2	3	50%
幼稚園、保育所	1	1	0	0	0	0	0	0	1	100%
博物館、美術館、図書館	1	1	0	0	0	0	0	0	1	100%
工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く。）	1	1	0	0	0	0	0	0	1	100%
合計	73	47	26	22	12	10	9	4	68	93%

- ・・・災害時の拠点となる建築物
- ・・・不特定多数の者が利用する建築物
- ・・・特定多数の者が利用する建築物

※耐震診断の実施状況の不明な、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた建築物はすべて“耐震性なし”として算出した。

表 2.8 より、平成 37 年度までに耐震化率の目標値を達成するためには、昭和 56 年 5 月以前の建築物のうち耐震診断未実施の 4 棟について、今後耐震診断を実施し、耐震性かけると判断された場合は、耐震改修を行うことにより目標の達成が可能となる。

また、災害時に拠点施設となる市役所は、現在の耐震化率がその他の建築物に比べて低いことから今後耐震化を積極的に進めていく必要がある。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（第14条第2号）

下表に危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化率の現況を示す。

下表の耐震化率は実際に耐震診断を行ったという実績がないため、推計値である。

表 2.9 第14条第2号に該当する建築物の現状の耐震化率

(単位：棟)

建築物	① 建築物数 (②+③)	② 昭和56年 6月以降	③ 昭和56年5月以前		⑤ 耐震性あり (②+④)	耐震化率 (%) ⑤/①
				④ ③の内耐震 性あり		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物	8	4	4	0	4	50.0%

用途別建築物の耐震化の現状を下表に示す。

表 2.10 第6条第2号に該当する建築物の内訳

(単位：棟)

用途分類	特定建築物数								耐震化率 (%)
		S 56.6 以前の建築物数						昭和 56 年 6 月以降の建物数	
			耐震診断実施の建築物数		耐震改修実施の建築物数	耐震診断未実施の建築物数			
				耐震性あり			耐震性なし		
合計	8	4	0	-	-	-	4	4	50.0%
屋内貯蔵所	1	1	0	-	-	-	1	0	0.0%
一般取扱所	0	0	0	-	-	-	0	0	-
工場	5	3	0	-	-	-	3	2	40.0%
発電所	2	0	0	-	-	-	0	2	100.0%
火薬庫	0	0	0	-	-	-	0	0	-
その他	0	0	0	-	-	-	0	0	-

(3) 通行を確保すべき道路沿いの建築物（第14条第3号）

県では、地震時に多数のものが円滑に避難、又は災害時拠点との交通を円滑に進めるために「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）」が定められている。県計画においては、緊急輸送道路における第1次～第3次に指定された道路を地震時に通行確保すべき道路としている。

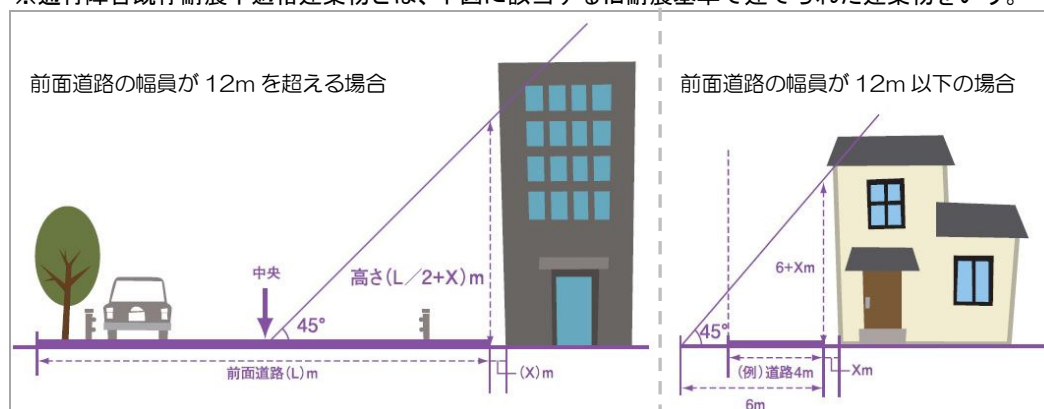
次頁以降に、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定められた浜田市内にある緊急輸送路の一覧表及び位置図を示す。

参考：島根県内の第1次～第3次の緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物数

道路種別	建築物数（棟）	耐震改修済み（棟）
第1次緊急輸送道路	286	17
第2次緊急輸送道路	182	10
第3次緊急輸送道路	13	0
計	481	27

島根県建築物耐震改修促進計画2章より抜粋

※通行障害既存耐震不適格建築物とは、下図に該当する旧耐震基準で建てられた建築物をいう。



緊急輸送道路について

緊急輸送道路は「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」により次のように定められている。

第1次緊急輸送道路

災害発生時において災害対策本部が設置される県庁、緊急車両等の交通規制を統括する警察本部、物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している広域市町村圏の中心都市の庁舎及び救援物資等の備蓄拠点や集積拠点ともなる広域的な防災拠点（空港・重要港湾、広域防災拠点（消防学校））の所在地と接続する道路。

第2次緊急輸送道路

住民との窓口となる各地方公共団体の庁舎、道路管理者等の庁舎、住民の生命に直接的に係わってくる警察、消防、病院（災害拠点病院等）、電気・ガス・上水道といったライフラインの各施設、広域避難場所及び救援物資等の備蓄・集積拠点（道の駅・インターチェンジ等の道路空間を活用した防災拠点、離島ヘリポート、港湾、漁港、駅前広場等）の所在地と接続する道路。

第3次緊急輸送道路

第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要と思われる施設（各県土整備事務所の出張所、国土交通省関係庁舎、中心都市の郵便局、放送局、離島以外のヘリポート、病床数・診療科目の多い病院、離島・中山間地域の中核医療機関等）に接続する道路。

表 2.11 緊急輸送道路一覧表(1/5)

(未供用の路線は、延長欄を“-”で記載している)

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路(株)	山陰道	33.7	松江玉造IC～出雲IC
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路(株)	中国自動車道	22.4	全線
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路(株)	浜田自動車道	36.4	全線
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路(株)	松江自動車道	10.6	矢道JCT～三刀屋木次IC
第1次	高速自動車国道	国土交通省	松江自動車道	24.6	三刀屋木次IC～県境
第1次	一般有料道路	西日本高速道路(株)	山陰道(国道9号 江津道路)	14.5	全線
第1次	一般有料道路	西日本高速道路(株)	山陰道(国道9号 安来道路)	18.6	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 松江道路)	11.0	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 浜田道路)	6.8	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 益田道路)	3.3	高津IC～国道9号交点
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 益田道路)	1.7	久城IC～道田IC
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	国道9号	228.6	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	国道9号 出雲バイパス	8.7	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	国道9号 江津バイパス	2.9	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	国道54号	64.5	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	国道191号	15.0	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道186号	28.4	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道187号	37.5	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道191号	41.9	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道261号	53.9	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道314号	48.5	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道375号	43.1	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	33.1	(一) 矢尾今市線交点～(一) 本庄福富松江線交点
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号 東林木バイパス	2.5	市道川跡嘉集線～国道431号
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	21.8	(主) 松江島根線交点～県境
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道432号	48.4	県境～(主) 安来木次線交点
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号	2.7	七瀬港～国道431号交点
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号	4.2	(町) 中町中条線交点～西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号 松江だんだん道路	5.2	川津IC～国道9号松江道路交点
第1次	主要地方道	島根県	松江島根線	3.1	国道9号松江道路交点～国道9号經由～国道431号交点
第1次	主要地方道	島根県	松江島根線	2.4	国道431号交点～国道9号交点
第1次	主要地方道	島根県	斐川一畑大社線	5.3	(一) 出雲空港線交点～国道431号
第1次	主要地方道	島根県	斐川一畑大社線	1.1	(一) 鯉淵寺線交点～河下港 臨港道路(垂水)
第1次	主要地方道	島根県	松江木次線	27.5	国道9号交点～国道54号交点
第1次	主要地方道	島根県	松江木次線 松江木次線バイパス	1.1	(主) 玉湯吾妻山線交点～(主) 松江木次線現道交点
第1次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	17.1	(主) 松江木次線交点～国道314号交点
第1次	主要地方道	島根県	出雲三刀屋線	15.9	全線
第1次	主要地方道	島根県	仁摩邑南線	19.6	(主) 大田桜江線交点～(主) 川本波多線交点
第1次	主要地方道	島根県	益田停車場線	0.4	国道9号交点～益田澄川線交点
第1次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保関線	1.5	国道9号交点～(一) 本庄福富松江線交点
第1次	主要地方道	島根県	川本波多線	3.8	(主) 仁摩邑南線交点～国道261号交点
第1次	主要地方道	島根県	隠岐空港線	5.7	全線
第1次	主要地方道	島根県	安来木次線	1.5	国道9号交点～(一) 安来インター線
第1次	主要地方道	島根県	安来木次線	9.7	(一) 安来インター線交点～国道432号交点
第1次	主要地方道	島根県	安来木次線	2.2	国道54号交点～雲南市役所
第1次	主要地方道	島根県	大田桜江線	8.8	国道375号交点～(主) 仁摩邑南線交点
第1次	主要地方道	島根県	西郷布施線	0.3	国道485号交点～(町) 中町中条線交点
第1次	主要地方道	島根県	益田澄川線	0.7	(主) 益田停車場線交点～(市) あけぼの有明線交点
第1次	主要地方道	島根県	宍道インター線	3.5	全線
第1次	一般県道	島根県	三次江津線	0.4	国道9号江津バイパス交点～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	斐川上島線	3.0	斐川IC～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	木次直江停車場線	2.1	国道9号交点～町道610号交点
第1次	一般県道	島根県	松江しんじ湖温泉停車場線	0.6	(市) 北松江停車場線恵曇線交点～(主) 松江鹿島美保関線交点
第1次	一般県道	島根県	出雲空港線	3.9	全線
第1次	一般県道	島根県	浜田リゾート線	2.6	国道9号交点～浜田東IC
第1次	一般県道	島根県	鐘電湖線	0.1	(一) 石見空港線交点～国道191号交点
第1次	一般県道	島根県	布部安来線	0.6	(一) 安来インター線交点～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	本庄福富松江線	7.1	(主) 松江鹿島美保関線交点～(市) 八幡大井線交点
第1次	一般県道	島根県	本庄福富松江線	3.0	(一) 美保関八束松江線交点～(市) 允ノ下百歩線交点
第1次	一般県道	島根県	浜乃木湯町線	0.2	国道9号松江道路側道交点～島根消防学校
第1次	一般県道	島根県	稗原本次線	0.7	(主) 安来木次線～国道314号交点
第1次	一般県道	島根県	湯郷今市線	0.5	国道9号交点～(一) 矢尾今市線交点
第1次	一般県道	島根県	矢尾今市線	2.7	全線
第1次	一般県道	島根県	下府江津線	1.4	国道9号交点～江津西IC
第1次	一般県道	島根県	石見空港線	1.2	全線
第1次	一般県道	島根県	江津インター線	0.5	全線
第1次	一般県道	島根県	石見空港飯田線	2.2	全線
第1次	一般県道	島根県	三刀屋木次インター線	1.5	全線
第1次	一般県道	島根県	久城インター線	2.6	国道191号交点～久城IC
第1次	一般県道	島根県	安来インター線	4.0	(主) 安来木次線交点～(一) 布部安来線交点
第1次	一般県道	島根県	出雲空港宍道線	1.0	全線
第1次	一般県道	島根県	美保関八束松江線	8.5	境港臨港道路江島幹線交点～本庄福富松江線交点
第1次	一般県道	島根県	出雲インター線	1.9	国道9号交点～出雲IC

出典：島根県緊急輸送道路ネットワーク計画 平成25年6月)

凡例：□ 浜田市内にある道路

表 2.12 緊急輸送道路一覧表 (2/5)

(未供用の路線は、延長欄を“-”で記載している)

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第1次	一般県道	島根県	出雲インター線	1.1	出雲IC～(一)大社立久恵線
第1次	一般県道	島根県	多伎江南出雲線	6.9	(一)出雲インター線～(市)今市川跡日下線
第1次	一般県道	島根県	多伎インター線	1.1	国道9号交点～多伎IC(仮)
第1次	一般県道	島根県	鰐淵寺線	5.0	(主)斐川一畑大社線交点～(一)十六島直江停車場線交点
第1次	一般県道	島根県	十六島直江停車場線	5.5	(一)鰐淵寺線交点～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	益田吉田線	0.6	国道9号交点～国道191号交点
第1次	松江市道	松江市	北松江停車場恵曇線	0.4	国道431号交点～(一)松江しんじ湖温泉停車場線交点
第1次	松江市道	松江市	允ノ下百歩線	0.4	(一)本庄福富松江線交点～(市)八幡大井線交点
第1次	松江市道	松江市	八幡大井線	0.3	(市)允ノ下百歩線交点～(一)本庄福富松江線交点
第1次	出雲市道	出雲市	斐川610号線	2.4	(一)斐川上島線交点～(一)木次直江停車場線交点
第1次	出雲市道	出雲市	今市川跡日下線	0.6	(一)多伎江南出雲線交点～国道9号出雲バイパス交点
第1次	浜田市道	浜田市	竹迫野原線	1.1	国道186号交点～(市)浜田451号線交点
第1次	浜田市道	浜田市	浜田451号線	0.9	(市)竹迫野原線交点～(市)浜田456号線交点
第1次	浜田市道	浜田市	浜田456号線	0.6	(市)浜田451号線交点～(市)清水野原線交点
第1次	浜田市道	浜田市	清水野原線	0.5	(市)浜田456号線交点～防災備蓄倉庫
第1次	浜田市道	浜田市	浜田停車場港町線	0.2	国道9号交点～浜田医療センター前
第1次	益田市道	益田市	中吉田久城線	0.9	全線
第1次	益田市道	益田市	あけぼの有明線	0.6	(主)益田豊川線交点～国道191号交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	宮の前西町線	0.5	有木1号線交点～(主)西郷布施線交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	有木1号線	0.6	中町中条線交点～宮の前西町線交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	中町中条線	1.9	国道485号交点～有木1号線交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	西郷270号線	3.0	(主)隠岐空港線交点～広域農道峠線交点
第1次	その他	隠岐の島町	広域農道峠線	0.8	(町)西郷270号線交点～国道485号交点
第1次	その他	境港管理組合	境港臨港道路江島幹線	1.3	(一)美保関八束松江線交点～鳥取県境
第1次	その他	港湾空港課	河下港 臨港道路(垂水)	0.3	(主)斐川一畑大社線交点～河下港 第3号岸壁
第1次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港1号線	1.1	国道9号交点～浜田港 福井臨港2号線
第1次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港2号線	0.2	浜田港 福井臨港1号線交点～浜田港 福井臨港埠頭線交点
第1次	その他	港湾空港課	三隅港 臨港道路1号線	1.9	国道9号交点～(一)益田三隅線交点
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 益田道路)	—	高津IC～久城IC
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 三隅・益田道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 浜田・三隅道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 多伎・朝山道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 仁摩温泉津道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 朝山・大田道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 大田・静間道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 湖陵・多伎道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 出雲・湖陵道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 静間・仁摩道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	—	東林木バイパス
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道375号	—	湯迫バイパス
第1次	主要地方道	島根県	松江木次線	—	松江木次線バイパス(都市計画道路:新庄飯田線) 雲南市大東町
第1次	主要地方道	島根県	仁摩邑南線	—	大原工区
第1次	一般県道	島根県	熱田インター線	—	全線
第1次	一般県道	島根県	池田久手停車場線	—	国道9号交点～朝山IC(仮)
第1次	一般県道	島根県	矢尾今市線	—	大塚工区
第1次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港4号線	—	浜田港 福井臨港埠頭線交点～熱田インター線
1次路線 延長 計				1,098.7	
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道184号	38.9	国道9号交点～(主)川本波多線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	5.0	国道9号交点～(市)浜山公園線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	5.6	(一)斐川出雲大社線交点～(一)矢尾今市線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	0.9	(一)本庄福富松江線交点～(市)西川津菅田線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	0.3	(市)大輪菅田線交点～(主)松江島根線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道432号	21.5	国道9号交点～(主)安来木次線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号	29.0	(主)西郷布施線交点～(町)中町中条線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号 都バイパス	2.3	国道485号～町道向ヶ丘1号線交差点付近
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号	4.7	別府港臨港道路交点～浦郷港臨港道路交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道488号	28.4	国道9号交点～(一)波佐見線交点
第2次	主要地方道	島根県	新南陽津和野線	4.6	(一)柿木津和野停車場線交点～国道187号交点
第2次	主要地方道	島根県	甲田作木線	5.8	村道交点～国道375号交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田八重可部線	30.0	(主)桜江金城線交点～瑞穂IC
第2次	主要地方道	島根県	浜田八重可部線	0.5	(市)浜田停車場横線交点～(市)浜田停車場横線交点
第2次	主要地方道	島根県	吉田邑南線	3.3	国道261号交点～(町)羽後谷線交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田作木線	4.2	(一)市木井原線交点～(一)皆井田江津線交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田作木線	10.6	(町)雪田和田線交点～(主)甲田作木線交点
第2次	主要地方道	島根県	安来木次線	22.8	(主)安来木次線交点～(一)草野横田線交点
第2次	主要地方道	島根県	萩津和野線	14.2	全線
第2次	主要地方道	島根県	益田阿武線	16.9	国道9号交点～県境
第2次	主要地方道	島根県	横田多里線	0.3	国道314号線交点～横田支所
第2次	主要地方道	島根県	津和野田万川線	16.2	(主)萩津和野線交点～川登柏原農道交点
第2次	主要地方道	島根県	松江島根線	11.1	国道432号交点～(主)松江鹿島美保関線交点
第2次	主要地方道	島根県	松江停車場線	0.5	全線
第2次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	1.4	国道314号交点～国道432号交点

出典：島根県緊急輸送道路ネットワーク計画 平成25年6月)

凡例：□ 浜田市内にある道路